

コロナ 対策

生活と雇用を守るための支援策

令和2年**第二次補正予算 コロナ 対策**の概要が順次公表されています。
最新の制度概要や申請先をまとめておりますので是非ご活用ください。(7月14日時点)



▷医療従事者への慰労金

▷ひとり親世帯への5万円給付

▷従業員自ら申請可能な休業支援金



▷最大600万円 家賃支援給付金

▷持続化給付金 対象拡大

▷資金繰り支援 企業への資本注入 等



▷農林漁業・食品関係事業者支援

▷国産食材等をお得に購入

▷旅行、飲食、イベントにお得に参加



衆議院議員 かつまた 孝明

沼津事務所

〒410-0062

静岡県沼津市宮前町13-3

TEL 055-922-5526

FAX 055-922-5527

伊東事務所

〒414-0002

静岡県伊東市湯川1-6-2

TEL 0557-38-0015

FAX 0557-38-0015

下田事務所

〒415-0036

静岡県下田市西本郷1-4-1
三協ビル2F

TEL 0558-27-2633

FAX 0558-27-2634

国会事務所

〒100-8981

東京都千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館920号室

TEL 03-3508-7202

FAX 03-3508-3202

目次

※当資料に記載の内容は、お問い合わせの多い支援事業です。
その他にも支援策等ございますので、各省庁のHP等でご確認ください。

最新支援策 一覧表	04
医療従事者・介護職員への慰労金	06
ひとり親世帯を支援するための給付金	07
休業手当を受けられない労働者に対する給付	08
雇用調整助成金・休業対応支援金の上限拡大	09
地代・家賃の負担を軽減するための家賃支援給付金	10
持続化給付金の対象拡大（雑所得や給与所得も申請可）	12
中小企業向け資本性資金供給・資本増強支援	13
中小企業・小規模事業者向け資金繰り支援	14
農林漁業者・食品関連事業者向け支援策	15
個人・ご家庭向けお得な制度	16



日本経済と国民生活の立て直しに向けて

(令和2年3月11日)静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合の役員の皆様と、新型コロナウイルスによる観光業の未曾有の危機的状況を西村康稔・内閣府特命担当大臣、岸田文雄・自民党政務調査会長に訴え、大胆な経済対策を求める緊急要望活動を行った。

西村康稔 内閣府特命担当大臣



岸田文雄 自民党政調会長



政府による新型コロナウイルスに係る緊急事態宣言の中で地元での活動も自粛される中、ZOOM会議で地元の団体・企業の皆さまより数々のご要望を聴取する。

(令和2年6月16日)再生可能エネルギー議連のメンバーと小泉環境大臣とafter/withコロナを見据えた我が国のエネルギー政策について意見交換。



(令和2年6月25日)本年3月11日の要望活動に引き続き再度、静岡県ホテル旅館生活衛生同業組合の役員の皆様とafter/withコロナの中で更なる資金繰りの円滑化や、GoToキャンペーン等の誘客政策の速やかな実施を要望。

鈴木俊一 自民党総務会長



西村康稔 内閣府特命担当大臣



個人・ご家庭の方々向け

令和2年7月14日時点

制度の主な内容

相談窓口

生活支援

- ▶ 緊急・一時的に生活費が必要
- ▶ 生活再建までの間の生活費が必要
- ▶ 家賃の支払いに困り、住居を失うかも
- ▶ 全ての国民を支援するための給付金
- ▶ ひとり親世帯を支援するための給付金

休業支援

- ▶ 休業したが、勤務先から休業手当をもらっていない
- ▶ 子どもの世話で仕事ができなくなった

学費等支援

- ▶ バイト代減収等で学生生活が続けられない
- ▶ 家計が急変したために学費等の支援が必要

お得な制度

- ▶ 国産の食材を食べて応援！！
- ▶ マイナポイント上限5,000円もらえる！！
- ▶ 旅行、飲食、イベントにお得に参加！

緊急小口資金

貸付上限：20万円 据置期間：1年以内
償還期限：2年以内 貸付利率：無利子・不要

総合支援資金

貸付上限：複数20万円 単身15万円
貸付期間：3ヶ月 据置期間：1年間
償還期限：10年以内 貸付利率：無利子・不要

住居確保給付金

市区町村ごとに定める額（※）を上限に、
実際の家賃額を原則3か月間支給
（※）生活保護制度の住宅扶助額

特別定額給付金

給付額：全国全ての国民
1人につき一律10万円

ひとり親世帯
臨時特別給付金

基本給付：1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円
追加給付：1世帯5万円
（児童扶養手当受給世帯は、基本給付の申請は不要）

新型コロナウイルス感染症
対応休業支援金

支給額：休業前賃金の8割（日額上限11,000円）
① 事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

小学校等休業対応支援金

令和2年2月27日～3月31日 1日当たり4,100円
令和2年4月1日～9月30日 1日当たり7,500円
申請期間：令和2年12月28日まで

学生支援緊急給付金

対象機関：国内の大学、短期大学、高等専門学校、専門学校
給付額：10万円
（住民税非課税世帯の学生は20万円）

高等教育修学支援新制度

制度内容：授業料・入学金の免除・減額
（無利子・有利子の貸与型奨学金もあります）

牛肉・魚・果物・お茶・お花をお得に購入
インターネット販売推進事業

在庫の滞留や売上の減少などが顕著な、国産
の食材等が送料無料でお得に購入できます。

マイナポイント事業

① マイナンバーカードを取得 ② マイナポイントを予約
③ マイナポイントを申し込み！（2020年7月から！）
④ キャッシュレスの買い物で25%マイナポイント付与！

Go To キャンペーン

・旅行代金の50%相当のクーポン等
・飲食店で使えるポイント最大1,000円分、2割相当割引
・イベント等のチケット2割相当分の割引

個人向け緊急小口資金
・総合支援資金相談
コールセンター
0120-46-1999

住居確保給付金相談
コールセンター
0120-23-5572

特別定額給付金
コールセンター
0120-260020

ひとり親世帯臨時特別給付金
コールセンター
0120-400-903

休業支援金・給付金
コールセンター
0120-221-276

学校等休業助成金・支援金
コールセンター
0120-60-3999

各大学等で受付を開始しています。
申請時切日を在学中に必ず確認し、卒業時
期を過ぎないように注意してください。

日本学生支援機構
奨学金相談コールセンター
0570-666-301

販売サイトはこちら↓
農林水産品目 ネット販売

詳しくはこちら↓
マイナポイント

8月開始予定
Go To キャンペーン

事業者の方々向け

資金繰り支援はP14

事業主が申請

休業助成

- ▶ 従業員が子どもの世話をしなければならぬ
- ▶ 従業員を一時的に休業させた
- ▶ 従業員が介護のため休業しなければならぬ

事業主が申請

事業継続支援

- 5月～12月において
 - ▶ ①いずれか1ヶ月の売上高が前年同月比で50%以上減少
 - ▶ ②連続する3ヶ月の売上高が前年同月比で30%以上減少
- ▶ ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少

事業主が申請

設備投資

- ▶ 新製品・サービス開発や生産プロセス改善のため設備投資したい
- ▶ コロナの影響を乗り越えるために販路開拓を行いたい
- ▶ テレワーク導入や業務改善のためITを導入したい

減免・猶予・還付

- 厚生年金保険料等の猶予
厚生年金保険料を納付困難な事業者の納付猶予を認める場合があります
- 欠損金の払い戻し
法人税の一部還付対象企業の拡大
【資本金】1億円以下→10億円以下
- 公共料金の支払猶予等
電気・ガス・電話・NHK受信料の猶予or未払いのサービス停止の猶予等について柔軟な対応を事業者に要請

制度の主な内容

相談窓口

助成

小学校等休業対応支援金
 上限引上
 令和2年2月27日～3月31日 1日当たり8,330円
 令和2年4月1日～9月30日 1日当たり15,000円
 申請期間：令和2年12月28日まで

助成

雇用調整助成金
 コロナ特例
 令和2年1月24日～3月31日 1日当たり8,330円
 令和2年4月1日～6月30日 1日当たり15,000円
 助成率：大企業 3/4 中小企業 10/10 ※解雇せず雇用維持

助成

両立支援等助成金
 コロナ特例
 対象期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日
 助成額：合計5日以上10日未満 20万円
 合計10日以上 35万円

給付

家賃支援給付金
 新設
 給付額：600万円以内（法人）
 300万円以内（個人事業主）
 事業のために占有する土地・建物の賃料支払いを支援

給付

持続化給付金
 対象拡大
 給付額：200万円以内（法人） 100万円以内（個人事業主）
 ※6月29日から
 「主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者」
 「2020年1～3月に開業した事業者」の申請を開始

補助

ものづくり・商業・サービス補助
 【通常枠】上限：1000万円 補助率：中小1/2、小規模2/3
 【特別枠】上限：1000万円 補助率：2/3～3/4
 申請締め切り：2020年8月3日

補助

持続化補助
 コロナ特別対応型
 対象：小規模事業者等
 補助上限：100万円 補助率 2/3～3/4
 締め切り：3次締切 8月7日 4次締切 10月2日

補助

IT導入補助
 補助上限：450万円 補助率：最大3/4
 PC・タブレット等のハードウェアにかかるレンタル費用も補助対象
 公募前に購入したITツール等についても補助金の対象

- 申告期限の延長
期限を切らず柔軟に受付
- 納付期限延長
20%超減収等の個別事情で1年間
納税猶予 ※延滞税の全部or一部免除
- 固定資産税軽減
事業者の建物・設備等の2021年度の
固定資産税・都市計画税を減収に応じ
ゼロor1/2に減免

保険料の減免・猶予

新型コロナウイルスの影響で一定程度収入減少した方は国民健康保険/国民年金/後期高齢者医療保険/介護保険の保険料減免や猶予等が認められます。

相談窓口

学校等休業助成金・雇用調整助成金
 コールセンター
 0120-60-3999

厚生労働省 介護 コロナ

家賃支援給付金
 コールセンター
 0120-653-930

持続化給付金事業
 コールセンター
 0120-115-570

もの補助

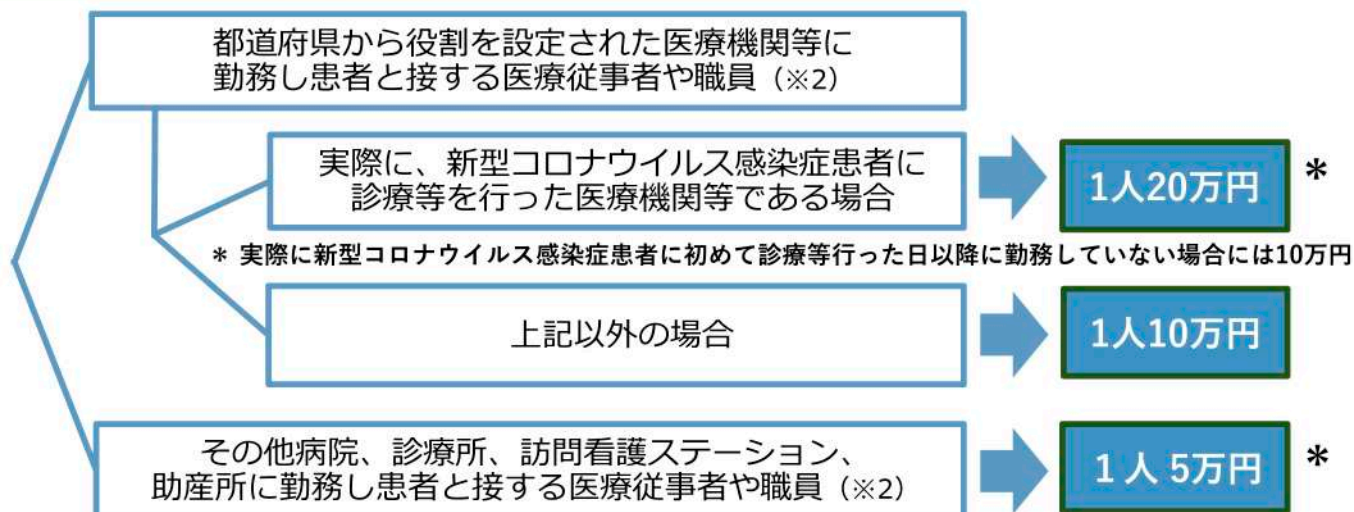
コロナ 持続化補助

IT 導入補助金

「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業」 のご案内

給付対象・給付金額

(給付対象・給付金額を医療機関等の判断で変えることはできません)



* 実際に新型コロナウイルス感染症の入院患者を受け入れている場合には20万円

※2 対象期間 (当該都道府県における新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日又は受入日 (新型コロナウイルスに関連したチャーター便及びクルーズ船「ダイヤモンドプリンセス号」から患者を受け入れた日を含む。) のいずれか早い日 (岩手県は、緊急事態宣言の対象地域とされた4/16) から6/30までの間) に10日以上勤務した者が対象となります。

※2 一日当たりの勤務時間は問いませんが、年次有給休暇や育休等、実質勤務していない場合は、勤務日として算入しません。

※2 複数の事業所で勤務した場合は合算して計算します。

※2 保険医療機関でない病院や診療所、指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。

申請の流れ

- ① 自医療機関等の慰労金の基本的な金額を確認します。
- ② 慰労金の対象となる医療従事者や職員を特定し、慰労金の代理申請・受領の委任状を集めます。
- ③ 申請書等を作成します。
- ④ 申請書等を原則としてオンラインにより提出します。
- ⑤ 都道府県が申請内容を確認後、慰労金が交付されます。
- ⑥ 対象となる医療従事者や職員に慰労金を給付します。
- ⑦ 慰労金の給付終了後、1か月を目処に、実績報告を行います。

相談先

事業の詳細はこちら

➡ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000098580_00001.html

緊急包括支援交付金

検索



〈お問合せ先〉

厚生労働省医政局

新型コロナ緊急包括支援交付金コールセンター

電話番号 03-3595-3317 (受付時間は平日9:30~18:00)

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※¹

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※²を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※³
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※¹ 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります

※² 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※³ 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付金対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円

お問い合わせ先

「ひとり親世帯臨時特別給付金」コールセンター

0120-400-903 （受付時間 平日9:00～18:00）

○申請方法の詳細については、お住まいの市区町村の

「ひとり親世帯臨時特別給付金」担当窓口までお問い合わせください。



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））にご連絡ください。

新型コロナウイルス感染症対応 休業支援金・給付金

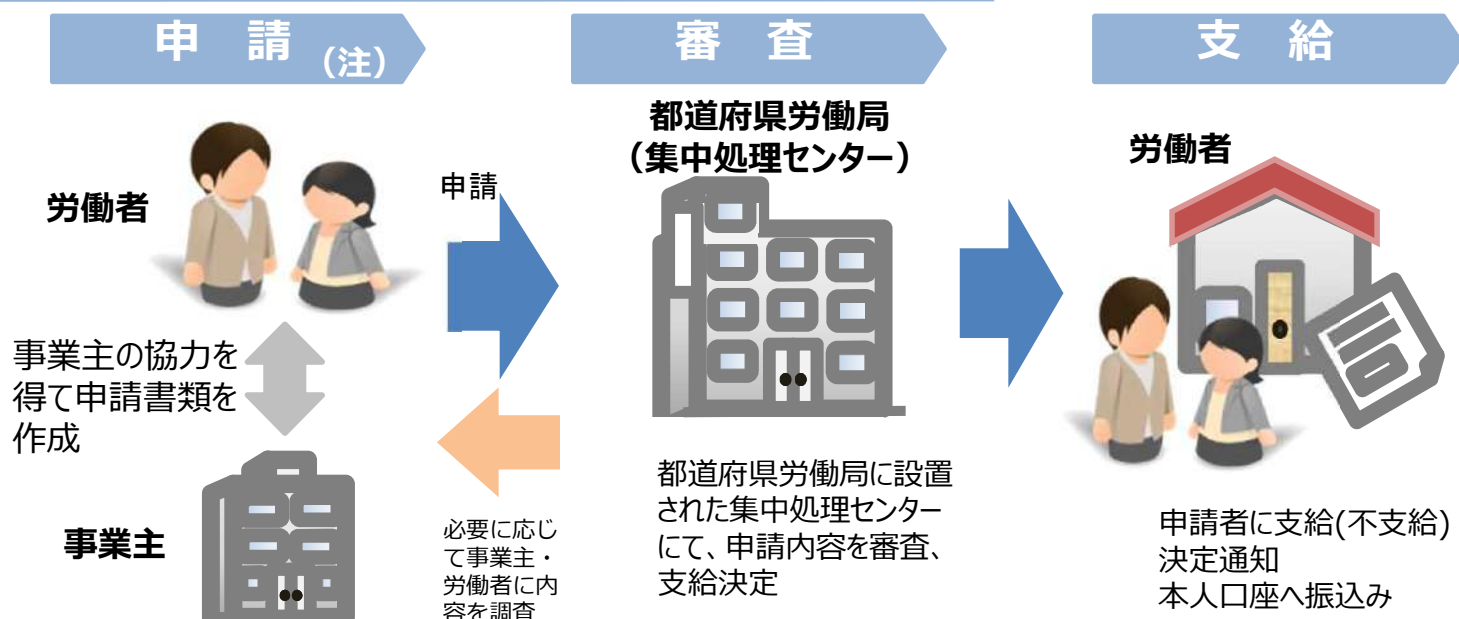
制度概要

主に以下2つの条件に当てはまる方に、休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。

- ① 令和2年4月1日から9月30日までの間に、事業主の指示により休業した中小事業主の労働者
- ② その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

※ 詳細は厚生労働省HPに掲載した給付金Q&A等をご確認ください。

申請の流れ



(注)

- ・ 複数事業所の休業について申請する場合、複数事業所分の情報をまとめて申請する必要があります。1つの事業所の分の申請をした期間については、その申請以外全て無効になります。
- ・ 申請書類の作成に当たり事業主の協力を得られない場合は、法律に基づき都道府県労働局から事業主に対して報告を求め、その回答があるまでは審査を行うことができません。その分申請から支給まで時間を要することとなります。
- ・ 不正行為により支援金・給付金の支給を受けた場合には、労働者に対して、最大で支給額の3倍の額を請求することがあります。また、事業主や代理人、社会保険労務士が故意に不正行為を行った場合には、労働者と連帯して上記の額の納付を求めることや、その名称等を公表することがあります。

お問い合わせは

■ 給付金制度の詳細、給付金Q&A、申請書のダウンロードなど

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HPをご確認ください
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
 電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



厚生労働省・都道府県労働局

雇用調整助成金の受給額の 上限を引き上げます

受給額の上限を引き上げます
(1人あたり日額8,330円⇒15,000円)

企業規模にかかわらず、
すべての事業主に適用

解雇等せず雇用の維持に努めた中小企業への助成率を
10/10 (100%) に拡充します

- **令和2年4月1日から9月30日まで**の期間を1日でも含む賃金締切期間
(判定基礎期間) が対象です
- **すでに受給した方・申請済みの方にも適用**されます (裏面へ)
- これから支給申請を行うものは、厚労省HPの様式をご活用ください
- 雇用調整助成金だけでなく、**緊急雇用安定助成金も対象**です

<様式はこちら>



新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)のご案内

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事
ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します!**

【支援の内容】

- 令和2年2月27日から3月31日までの間において、
就業できなかった日について、1日当たり4,100円(定額)
- 令和2年4月1日から9月30日までの間において、
就業できなかった日について、1日当たり7,500円(定額)

【申請期間】 令和2年12月28日までです。

雇用調整助成金コールセンター

0120-60-3999

受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

厚生労働省LINEアカウントからも
詳細をご覧いただけます→



家賃支援給付金

に関するお知らせ

**7月14日(火)より
申請受付開始**

家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、
売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、
地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

①資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※

※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。

②**5月～12月**の売上高について、
・**1カ月**で前年同月比**▲50%以上** または、
・**連続する3カ月**の合計で前年同期比**▲30%以上**

③**自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法

申請時の直近1カ月における**支払賃料（月額）**
に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円＋[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円＋[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。

裏面へ

よくあるお問い合わせ

Q1.申請に必要な書類を教えてください。

A1.今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。

- ①賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
- ②申請時の直近3ヵ月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
- ③本人確認書類（運転免許証等）
- ④売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）

} 持続化給付金と同様

Q2.どのようなタイミングで給付金を申請できますか？

A2.申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。
（なお、給付額は申請時の直近1ヵ月における支払賃料に基づき算定されます。）

Q3.給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？

A3.支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4.自己保有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A4.対象ではありません。

Q5.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A5.対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q6.借地の賃料は対象ですか？

A6.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
（例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料）

Q7.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A7.賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Q8.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A8.対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

7月14日（火）より申請受付開始予定

電子申請を行うことが困難な方のために、順次、「申請サポート会場」も開設していく予定です。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル 家賃支援給付金 コールセンター

0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

持続化給付金 対象拡大

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける中小法人・個人事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金を支給しております。

この度、これまで対象となっていなかった、以下の事業者を新たに対象とします。

1

主たる収入を
雑所得・給与所得
で確定申告した個人事業者

2

2020年1月～3月
の間に創業した事業者

どちらのケースも、収入が50%以上減少していることが条件です。
従来の申請と比べて、**ご提出いただく書類が変わります。**

給付額

1

最大100万円

(注) 対象月：売上等が▲50%以上の月

(式) 前年の収入※ - (対象月の収入※×12ヶ月)

※業務委託契約等に基づく事業活動からの収入に限ります

2

中小法人等 **最大200万円**、個人事業者等 **最大100万円**

(式) 今年1月～3月の総売上 ÷ 今年3月までの創業後月数 × 6 - 対象月の売上 × 6

申請方法、申請開始日

新たに対象となった方の申請は**6月29日**より受付開始

申請は、**WEB・スマホ**から電子申請
(全国に設置した申請サポート会場でも申請が可能)

本資料でご紹介した内容の詳細は、HPにてご案内しております。

- 1 申請要領 (主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け)
- 2 申請要領 (中小法人等向け、個人事業者等向け) をご確認ください。

経済産業省 持続化給付金事務局



申請サポート会場

全国に設置したサポート会場で、電子申請をサポートします。
設置箇所・予約方法については、持続化給付金事務局HPをご確認ください。

持続化給付金事務局



持続化給付金事業 コールセンター

0120-115-570、[IP電話専用回線] **03-6831-0613**

※受付時間 8:30～19:00 6月から8月(毎日)・9月から12月(土曜祝日を除く日曜日～金曜日)

中小企業向け資本性資金供給 資本増強支援事業

13

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業に対して、出資等を通じた資本増強策を強化することで、スタートアップの事業成長下支えや事業の「再生」により廃業を防ぐとともに、V字回復に向けた「基盤強化」を図ります。

1. 資本性劣後ローン（事前相談受付中。システム構築後8月上旬制度開始予定。）

日本公庫及び商工中金等において、民間金融機関が自己資本とみなすことができる資本性劣後ローンを供給することで、民間金融機関等からの円滑な金融支援を促しつつ、事業の成長・継続を支援します。

【主な貸付条件】

貸付対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、以下のいずれかに該当する事業者

- ① J-Startupに選定又は中小機構が出資する投資ファンドから出資を受けた事業者
- ② 再生支援協議会の関与のもとで事業再生を行う事業者
- ③ 事業計画を策定し※、民間金融機関等による協調支援を受ける事業者

※国民事業については、原則認定支援機関の経営指導を受けて事業計画を策定した事業者
貸付限度：中小事業・商工中金7.2億円（別枠）、国民事業7,200万円（別枠）

貸付期間：5年1ヶ月、10年、20年（期限一括償還）※5年を超えれば期限前弁済可能

貸付利率：当初3年間一律、4年目以降は直近決算の業績に応じて変動

	当初3年間及び 4年目以降赤字	4年目以降黒字	
		5年1ヶ月・10年	20年
中小事業・商工中金	0.50%	2.60%	2.95%
国民事業	1.05%	3.40%	4.80%

2. 中小企業経営力強化支援ファンド（再掲）

地域の核となる事業者が倒産・廃業することがないように、官民連携のファンドを通じた出資・経営改善等により、事業の再生とその後の企業価値の向上をサポートするなど、成長を全面的に後押しします。

また、全国47都道府県の「事業引継ぎ支援センター」とも連携し、出資先企業の第三者承継を促進し、地域の事業再編にもつなげていきます。（45ページ参照）

3. 中小企業再生ファンド

過大な債務を抱えた中小企業の再生を図るために、官民連携のファンドを通じて、債権買取りや出資等を行い、経営改善までのハンズオン支援を実施します。

また、全国47都道府県の「中小企業再生支援協議会」とも連携し、再生計画の策定と事業再生を促進します。

（ファンドの基本的なスキーム）



【お問合せ先】

1. 資本性劣後ローン

日本公庫 <平日> 0120-154-505、<休日> 0120-112476（国民）、0120-327790（中小）
商工中金 <平日・休日> 0120-542-711

2. 中小企業経営力強化支援ファンド 及び 3. 中小企業再生ファンド

中小企業金融相談窓口 0570-783183 ※平日・土日祝日 9時00分～19時00分

①個人事業主向け（小規模に限る）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高5%以上減少なら	実質無利子	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証5号)	- 最大4000万円、当初3年間利子補給 - 融資期間10年、うち据置5年以内 - 信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
		日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	- 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 - 当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	- 最大2億円(別枠) - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 - 当初3年間利子補給
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	- 国民事業最大4800万円 - 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本金劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本金劣後ローン)	- 国民事業最大7200万円(別枠) - 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)

②小・中規模企業者向け（①以外）

要件	受けられる支援	相談窓口	概要
売上高20%以上減少なら	実質無利子	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	- 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 - 当初3年間利子補給
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	- 最大2億円(別枠) - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 - 当初3年間利子補給
売上高15%以上減少なら	実質無利子	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証4号、危機関連保証)	- 最大4000万円、当初3年間利子補給 - 融資期間10年、うち据置5年以内 - 信用保証協会利用にかかる保証料ゼロ
	低利融資	日本政策金融公庫 (コロナ特別貸付)	- 中小事業最大2億円、国民事業最大4000万円(別枠) - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 - 当初3年間基準金利▲0.9%
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	- 最大2億円(別枠) - 設備20年、運転15年、うち据置5年以内 - 当初3年間基準金利▲0.9%
売上高5%以上減少なら	保証料補助	お近くの民間金融機関 (セーフティネット保証5号)	- 最大4000万円 - 融資期間10年、うち据置5年以内 - 信用保証協会利用にかかる保証料を1/2補助
売上の減少幅に関係なく	貸付	日本政策金融公庫 (セーフティネット貸付)	- 中小事業最大7.2億円、国民事業最大4800万円 - 設備15年、運転8年、うち据置3年以内 等
スタートアップ・再生支援等	資本金劣後ローン	日本政策金融公庫 (コロナ資本金劣後ローン)	- 中小事業最大7.2億円(別枠) - 国民事業最大7200万円(別枠) - 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)
		商工組合中央金庫等 (危機対応融資)	- 最大7.2億円(別枠) - 貸付期間5年1ヶ月、10年、20年(期限一括償還)

企業の分類の考え方

	小規模 (※)	中規模
個人事業主	①	②
法人	②	

＜※小規模の要件＞
製造業、建設業、運輸業、その他業種
→ 従業員20名以下
卸売業、小売業、サービス業
→ 従業員5名以下

売上高要件の考え方(注)

＜創業1年1か月以上＞

最近1ヵ月※の売上高と、前年または前々年の同期と比較

＜創業1年1か月未満及び店舗・業容拡大しているスタートアップなど＞

以下のいずれかで比較 ※業歴3ヵ月以上に限る

- 最近1ヵ月の売上高と過去3ヵ月(最近1ヵ月を含む)の平均売上高の比較
- 最近1ヵ月の売上高と令和元年12月の売上高の比較
- 最近1ヵ月の売上高と令和元年10月から12月の平均売上高を比較

この資料は、プロト
スター株式会社連
営する
StartupListに株
式会社INQが寄
稿した記事を参考
にして作成しました。

農林漁業者・食品関連事業者の皆様へ

どこよりも早く、簡単に探せる! コロナ支援策の探し方

農林水産省では、新型コロナウイルス感染症に対する支援策を分かりやすく取りまとめ、HPに掲載しています。令和2年度第2次補正予算の成立等を受け、**新たな事業を創設**するなど、**より充実した支援**となっています。

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html



農林水産省 コロナ支援 検索

農林水産省による支援策（事業者毎）

- 経営継続補助金、肉用子牛生産者の支援、高収益作物の次期作に取り組む生産者の支援 等



農林漁業者 の皆さまへの支援策



https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html#nourin



食品関連事業者 の皆さまへの支援策



https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html#shokuhin



その他の支援策 （フードバンクなど）



https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html#sonota

支援策をまとめた冊子（パンフレット）も作成しています！

(https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/shiensaku_R0206.pdf)



他省庁による農林漁業者・食品関連事業者が活用可能な支援策

- 持続化給付金、雇用調整助成金、家賃支援給付金、地方創生臨時交付金 等

都道府県・市町村等による2,500を超える支援策

- 農林漁業者・食品関連事業者が活用可能な47都道府県・市町村等の独自の支援策を紹介しています
- 地方創生臨時交付金の農林水産分野での活用の参考となるアイデアを紹介しています

都道府県・市町村等
の独自の支援策はこちら

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/pdf/dokujishien.pdf



お問合せ 農林水産省 大臣官房地方課災害総合対策室 担当：大川、笹尾

TEL 代表 03-3502-8111（内線3147） / 03-6744-1856 FAX 03-6744-7158

農林水産省

個人・ご家庭向け お得な制度

国産食材をお得に購入

国産農林水産物等販売促進緊急対策

コロナ禍の影響で出荷が停滞している国産食材等を、送料無料でお得に購入できます。

【対象品目】



インターネット販売サイトはこちら！

国産食材 ネット販売



7月予約開始

キャッシュレスで上限5000円もらえる マイナポイント事業



STEP 1 取得	マイナバーカードを持っていない方 オンライン申請だとカード発行が早い！	STEP 2 予約	マイナバーカードは持っているが マイナポイントを予約していない方	STEP 3 申込	マイナバーカード取得・ マイナポイントを 予約済みの方 2020年6月現在
マイナバーカードを 取得しましょう！		マイナポイントを予約しましょう！		マイナポイントを 申し込んで取得しましょう！ ※マイナポイントの申込みは7月以降順次可能です。	

詳細はこちら！

マイナポイント



8月開始予定

旅行・飲食・イベントにお得に参加 Go To キャンペーン 事業

※7月22日(水)スタート



Go To Travel

海の日を含む7月4連休の前日の7月22日以降に開始する旅行代金の割引を先行的に開始
7月22日以降の旅行を既に予約している方々については、旅行後の申請により割引分を還付

国内旅行代金の1/2相当額を宿泊割引、クーポン券等。

一人一泊あたり上限2万円(日帰り旅行については、1万円)

連泊制限や利用回数の制限なし



Go To Eat

対象飲食店を予約・来店すると、最大1000円分ポイント等
登録飲食店で使えるプレミアム付食事券(2割相当分の割引等)

Go To イベント



チケット代を2割引きで購入できる割引支援
会場での物販等で利用できるクーポン(チケット代の2割相当)

Go To 商店街



商店街等によるキャンペーン期間中のイベント開催、
プロモーション、観光商品開発等の実施。